

ごみの減量・資源化チェックリスト

以下は「スーパー・小売店」におけるごみの減量と資源化に向けた行動例を示しています。
あなたのスーパー・小売店独自の取り組みを考えるきっかけにしてください。

リデュース

- 過剰包装しないよう、簡易包装・無包装での販売をしている
- 購入した商品が長く使われるよう修理／修正サービスを充実させている
- 販売管理の徹底などにより、売れ残りを減らす取り組みをしている

リユース

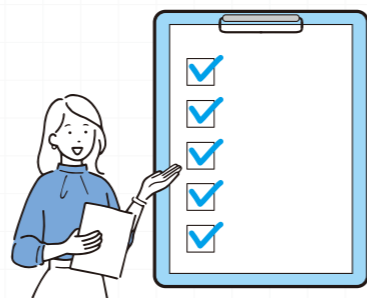
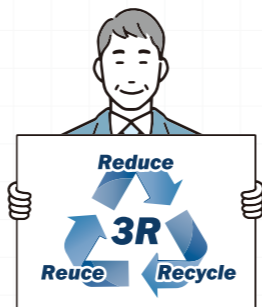
- 詰め替え商品など長期間繰り返し利用できる商品を積極的に販売している
- 仕入用に通い箱を使用するなど、運搬資材・梱包材を繰り返し利用している

リサイクル

- 古紙(新聞・雑誌・段ボール・雑紙など)を分別・資源化している
- 販売した商品や使用済商品を回収し、資源化している
- パンフレットやチラシ、包装紙などの用紙に再生紙を使用している

その他

- 店舗内のごみの発生量と資源化量を概ね把握している
- 3Rによるごみ減量の意義、取り組みを従業員に周知している
- プラスチック類は分別の上、産業廃棄物として適切に排出し、リサイクル(焼却除く)につながる処理を行っている



事業系ごみの出し方

ごみを出すときは、きちんと分別して、ルールに沿った処理を心がけましょう。

具体的な分別・排出方法については、収集を委託している許可業者や処理業者にご相談ください。
事業活動から出る「プラスチック、ゴム、金属、ガラス、陶磁器類等」は、産業廃棄物です。

● 可燃ごみ等の一般廃棄物の処理方法

- ① 一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼する
業者一覧は右記QRコードにアクセスするか「北九州市一般廃棄物収集運搬許可業者」で検索

- ② 自らごみ処理施設に搬入する
ごみ処理施設一覧は右記QRコードにアクセスするか「北九州市ごみ処理施設」で検索

● 廃プラスチック等の産業廃棄物

- 産業廃棄物処理業者に処理を依頼する
業者一覧は右記QRコードにアクセスするか「北九州市産業廃棄物許可業者検索システム」で検索



北九州市
一般廃棄物収集
運搬許可業者



北九州市
ごみ処理施設



北九州市産業廃棄物
許可業者検索システム

事業系ごみ・資源の分け方やごみの出し方の詳細・最新の情報については、
公式ウェブサイトでご確認ください。

北九州市 事業系ごみ 検索

北九州市 環境局 循環社会推進課 〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 ☎093-582-2187
E-mail: kan-junkan@city.kitakyushu.lg.jp

事業者ごみ減量・資源化ガイド (事業活動に伴うごみの出し方)



[スーパー・小売店]の皆さまへ

事業者の責務

- 事業所で発生したごみは、事業者自らの責任で適正に処理することが法律で定められています。(廃棄物処理法 第3条)
- 発生するごみの実情を把握し、ごみの減量化・資源化に取り組まなければなりません。(廃棄物処理法 第3条、市廃棄物条例 第4条)

ごみの減量・リサイクルの効果

① 経営のメリット

- コストの削減
ごみ処理費用の削減に繋がります。



● 作業効率の向上

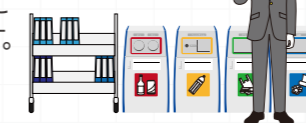
分別ルールの整理や在庫管理の見直しは、業務の標準化・見える化につながります。



② 職場環境の改善と企業価値の向上

● 職場スペースの有効活用

廃棄物の減量、整理により、職場や業務導線などを有効に活用することができます。



● スタッフの意識改革

ごみを出さない工夫が、働く人の意識を変えていく。業務の見直しやムダの削減は、環境と社員の成長につながります。

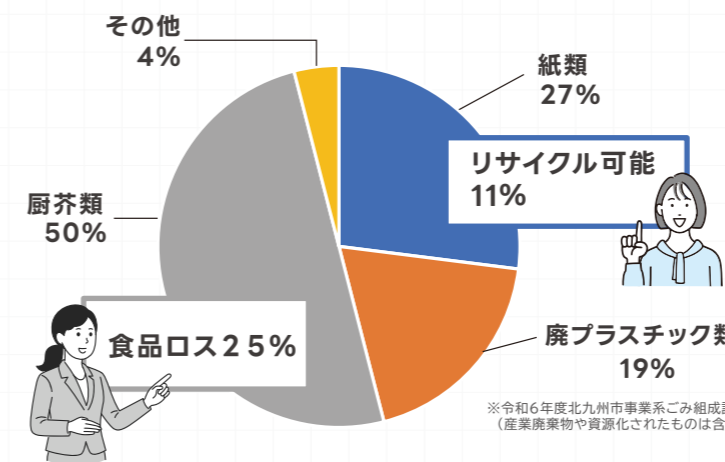


● 社会的責任(CSR)の実現

ごみを減らす、その一歩が企業の未来を変える。環境への真面目な取組は、企業価値向上につながります。



スーパー・小売店のごみの排出状況



特徴

- 全体の半分が厨芥類(生ごみ)で、その多くが食品ロスです。

対応策

- 在庫管理や発注調整の見直しのほか、総菜調理の数量、タイミングの工夫をご検討ください。
- 紙類は汚れるとリサイクルできません! はじめからきちんと分別することがポイントです。

※令和6年度北九州市事業系ごみ組成調査から推計(産業廃棄物や資源化されたものは含まない)

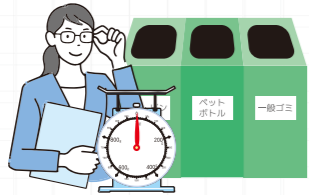


食品ロスについて＜取り組み例＞

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
国内では生産から消費までの各段階で日常的に多く発生しており、その削減が重要な課題です

発生抑制(リデュース)が最優先

食品ロス削減のために、まずは、発生抑制(リデュース)を最優先しましょう！
具体的には、以下のような取り組みにご協力をお願いいたします！



①ごみを分別・計量し、発生する量や原因・課題を把握する



②需要を予測して計画的な仕入を行い、売れ残りを防ぐ



③売り場での工夫(手前どりの促進など)により、期限内販売を徹底する

紙資源のリサイクル＜取り組み例＞

古紙は種類ごとに分別し、リサイクルへ。市の焼却工場には搬入できません。
分別後は、古紙回収業者へ持ち込むか、許可業者に収集を依頼してください。
なお、令和8年4月から町内会等にも持ち込みが可能になりました(右記QRコード参照)。



事業系古紙について

リサイクル可能な紙類



新聞・雑誌・段ボール
コピー用紙(OA用紙)等



機密文書
※細かく裁断する場合



雑がみ
※可燃ごみ混入率上位



紐でしばって排出

飛び出さないようしっかり結んで、なるべく半透明の袋に入れて排出



リサイクルできない紙類(禁忌品)

下記のような紙類はリサイクルできません。可燃ごみとして排出してください。



詳しくは、公益財団法人古紙再生促進センターのホームページをご確認ください。



プラスチック類の分別徹底・リデュース等について＜取り組み例＞

プラスチックの3R+リニューアブルを進めるため、令和4年に新法が施行。事業者には、設計や使用の見直し、回収・再資源化が求められています。



プラスチック製ポップ等を紙製・再利用可能な資材へ切り替える



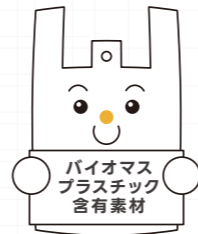
納品時の梱包材(緩衝材等)の削減を取引先と協議する



ストローが不要なカップの使用



スプーン、割箸、おしぼりなどの要否を声掛け



石油由来のレジ袋をバイオマスプラスチック含有素材に変更



店舗内のごみ分別徹底と回収体制の強化
特にプラの分別回収にご協力をお願いします！

生ごみの再生利用(リサイクル)の検討

リデュースに努めても出る生ごみは、飼料化・肥料化などによるリサイクルを検討しましょう

リサイクルの方法

1.自らリサイクルを行う

事業所内に生ごみ処理機を設置し、自ら生ごみを堆肥化する方法があります。
(注)1日に5トン以上の生ごみ処理を行う場合は、一般廃棄物処理施設としての設置許可が必要です。
詳しくは、環境局施設課(☎093-582-2184)までお問合せください。



食品リサイクル法の登録
再生利用事業者(農林水産省)

2.リサイクル業者を利用する

生ごみ処理を外部に依頼する場合、次のいずれかの業者を利用することができます。
(1)一般廃棄物処分量の許可を有する業者
(2)食品リサイクル法に基づく「登録再生利用事業者」または「再生利用事業計画の認定」を受けた事業者
(注)食品廃棄物をリサイクルする場合に限り、収集運搬業の許可が不要になるなどの特例が法律で認められています。この制度により、市外の業者や施設を利用できる場合があります。
詳しくは、右記のQRコードから農林水産省のホームページをご確認ください。



再生利用事業計画の認定を受けた事業者(農林水産省)

循環リサイクル

たい肥化された生ごみは、農家など肥料として活用され、そこで生産された米や野菜が、再び消費者のもとへと提供されます。
北九州市では、リサイクル業者や収集運搬業者の協力を得ながら、実証事業等を通じて、廃棄された生ごみが資源として循環し、農作物等の生産へとつながる「資源循環型社会(地消地循環)」の仕組みづくりに取り組んでいます。



▶ フードバンク・フードドライブについて

フードバンクは、販売できない未使用食品を集め、福祉団体などに提供する団体です。家庭や事業者から食品を集める活動は「フードドライブ」と呼ばれ、各地で広がりを見せています。



北九州市で活動しているフードバンク団体

認定NPO法人 フードバンク北九州ライフアゲイン
〒805-0019 北九州市八幡東区中央2丁目14-17
☎093-672-5347 ※月・水・金のみ 10:00~17:00
URL <https://fbkitaq.net>

北九州市内のフードドライブ情報



プラスチック類の分別徹底・リデュース等について＜取り組み例＞

プラスチックの3R+リニューアブルを進めるため、令和4年に新法が施行。事業者には、設計や使用の見直し、回収・再資源化が求められています。



北九州市プラごみ
ダイエット協力店への加盟
お問合せ先 ▼
北九州市 環境局
循環社会推進課
☎093-582-2187



北九州市HP

